

令和元年 11 月 1 日

東京都鉄筋継手検査機関連絡協議会 横山 様

---

件 名： ご質問への回答

---

当協会の編集発行の平成 31 年版「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下、「標準仕様書」という。）をご利用いただきありがとうございます。

頂きましたご質問へのご回答をいたします。

[ご質問] 5 章 鉄筋工事について

- ・ 4 節 ガス圧接 (3) 圧接部の超音波探傷試験を行う技能資格者は、当該工事における圧接部の品質管理を行っていない者とする。
- ・ 5 節 機械式継手 (3) 継手部の試験を行う技能資格者は、当該工事における継手部の品質管理を行っていない者とする。
- ・ 6 節 溶接継手 (3) 溶接部の試験を行う技能資格者は、当該工事における継手部の品質管理を行っていない者とする。

「品質管理を行っていない者」とあるが、誰を指すのか、具体的に教えてほしい。

[回答]

- ・ 試験を行う技能者は、圧接では、圧接部に関する知識、超音波探傷試験の原理及び方法等について十分な知識及び経験に基づく能力を有する者、としています。

機械式継手または溶接継手では、継手に関する知識、試験に関する十分な知識及び経験に基づく能力を有する者、としています。

品質管理を行っていない者とは、ガス圧接、機械式継手、溶接継手の施工会社と利害関係のない中立的で公正な立場で試験等を行う者を指します。

施工者(元請)や専門工事業者が行う自主検査を行う者とは、異なる者と考えております。

なお、この自主検査には、評定等にある品質確認項目(試験)も含まれていると考えております。

建設現場における試験を行う技能者は、提出された施工計画書等の資料により、発注者及び工事監理者等が判断することになります。

(一社) 公共建築協会 二宮 正道  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル 6 階  
TEL 03-3523-0383 FAX 03-3523-1827